

幼児教育・保育の無償化に関するお知らせ

幼児教育・保育の無償化により、満3歳から5歳の児童については、月額利用者負担額が無償となります（上限があります。また、施設が保護者より実費で徴収する費用は対象外です^(※1)）。

また、通常の教育時間を超えて児童を施設でお預かりする「預かり保育」についても、世帯の状況に応じて、無償化の対象となる場合があります（裏面「参考1」参照）。

無償化の対象となるためには、対象児童毎に利用内容に応じた必要書類をご提出いただき、神戸市において「施設等利用給付認定」を受けていただくことが必要です。

以下をご確認のうえ、該当するものをご提出ください。

※1 月額利用者負担額以外の、施設が保護者から実費で徴収する費用（教材費や給食費（主食費・副食費）等）については、無償化の対象外となります。詳しくは直接利用施設にご確認ください。

【必要書類】

通常の教育時間のみを利用する方（預かり保育は利用しない方）⇒ A を提出

通常の教育時間と預かり保育の両方を利用する方 ⇒ B を提出

★保育の必要性の認定（預かり保育無償化の認定）を申請するか決まっていない方★

一旦、Aの書類をご提出ください。後日、預かり保育の利用が決まった場合、利用開始の前々月末までにBの書類を改めてご提出ください（③個人番号申告書の再提出は不要）。

No.	必要書類	A	B
①	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（1号認定用）	○	—
②	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（2号・3号認定用）	—	○
③	個人番号申告書 ※提出用封筒に入れて封緘した状態でご提出ください	○	○
④	保育の必要性を証明する書類（裏面「参考2」参照） ※②の申請書裏面「保育の必要性を証明する書類一覧」参照 ※この度の配布は、勤務（内定）証明書のみです。他に必要な書類がある場合は、神戸市 HP からダウンロードしてください。	—	○
⑤	その他必要に応じた書類 ※①～④とは別に、状況に応じて書類が必要な場合があります。①②の申請書裏面の「必要に応じた書類 状況別一覧」をご参照ください。	○	○

電子申請もできます。詳しくは裏面の二次元コードから

【提出先・提出期限】

4月入園の場合・・・利用中の園にご提出ください（期限は園の指示に従ってください）

4月以外の入園の場合・・・利用中の園に利用開始の前々月末までにご提出ください

※認定開始希望日を過ぎてのご提出となる場合、申請日以降の認定開始となります。

遑って認定することはできませんので十分ご注意ください。

(参考1) 対象確認表

利用内容	無償化の対象者年齢
通常の教育時間	満3歳～5歳児（上限額 25,700円）
預かり保育 (通常の教育時間を 超えた預かり)	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス年齢3歳～5歳児（上限額 11,300円）^(※2) ・市町村民税が非課税の満3歳児（上限額 16,300円）^(※2) ※上記のうち、ご家庭での保育が困難な世帯のみが対象となります ※クラス年齢とは、当年度の4月1日に到達している年齢のことです ※無償化の対象額に上限があります

※2 預かり保育の利用料は施設によって異なります。詳しくは直接利用施設にご確認ください

(参考2) 保育の必要性を認める事由

事由	状況
就労	保護者が就労している（1か月あたり64時間以上の就労）
妊娠・出産	母親が妊娠中あるいは出産前後である
疾病・障がい	保護者が病気やけがであったり、心身に障害がある
介護・看護	保護者が親族の介護・看護をしている （1か月あたり64時間以上の介護・看護）
災害復旧	保護者が震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている
求職活動	保護者が求職活動中である
就学	保護者が就学している（1か月あたり64時間以上の就学）

問い合わせ先

担当所管	所在地	電話
神戸市行政事務センター	中央区伊藤町111番地 神戸商工中金ビル4F	078-291-5952
こども家庭局幼保事業課 (利用支援担当)	中央区加納町6丁目5番1号	078-331-8181 (代)

電子申請についてはこちらからご覧ください。

[https://www.city.kobe.lg.jp/a65174/kosodate/shien/shinseido/
riyomoshikomi/shinsehoho.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a65174/kosodate/shien/shinseido/riyomoshikomi/shinsehoho.html)



二次元コード